

3 令和3年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）

(1) 令和3年度国民健康保険料率

国民健康保険事業は、独立採算の特別会計による運営が義務付けられており、運営に要する費用のうち、保険給付費等の支出見込額から収入見込額を差し引いた不足分が、受益者である被保険者の保険料で賄われることとされている。

支出見込額		収入見込額	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費 ・ 事業費納付金 ・ 保健事業費 ・ その他 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県支出金（保険給付費等交付金） ・ 一般会計繰入金 ・ その他 	=保険料収入見込額

令和3年度の保険料率は、令和2年度と同率とすることにより、被保険者数の減少に伴い、保険料収入見込額は減少するが、令和2年度からの繰越金を充てることにより、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができる。

なお、今後も被保険者数の減少が見込まれることや、一人あたりの療養給付費が増加していることから、令和4年度以降についても、引き続き適正な保険料率の検討を行う。

(2) 令和3年度賦課限度額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	計
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和3年度	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

4 令和3年度軽減判定基準額

平成30年度税制改正に伴う給与所得控除等の額の見直しにより、給与所得等を有する者がいる世帯の国民健康保険料に係る軽減判定措置に影響が生じないように、国民健康保険法施行令の改正に準じて、防府市国民健康保険条例の「保険料の減額」規定について改正を行った。

軽減率	軽減判定基準額	
	令和2年度	令和3年度
7割	33万円	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円
5割	33万円+28.5万円×被保険者数	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+28.5万円×被保険者数
2割	33万円+52.0万円×被保険者数	43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+52.0万円×被保険者数